

愛媛県市町村職員共済組合

短期組合員等人間ドック利用助成のご案内

助成対象となる方

短期組合員、船員短期組合員及び後期高齢者短期組合員とその被扶養者のうち令和7年度末までに30歳以上となる方

利用期間

令和7年4月15日から令和8年3月19日まで（土・日・祝日等を除く）
（組合員等資格喪失後はご利用になれません）

1 短期組合員等人間ドック受診までの手続き

① 所属所の共済事務担当者から「質問票兼同意書」を入手、記入する

表面・裏面ともによく読み、表面下部の署名欄に署名してください

② 所属所の共済事務担当課または共済組合ホームページで

「令和7年度 短期組合員等人間ドック契約健診機関一覧表」を確認し、
受診を希望する健診機関に電話予約する（一覧表の健診機関のみ助成の対象です）

予約の際にはまず…



市町村職員共済組合の短期組合員等
人間ドックの予約をお願いします

と言ってください

その後、以下の内容をお伝えください

- 氏名 ●生年月日 ●性別 ●組合員等記号及び番号
- 希望する利用区分（受診コース） ●受診希望年月日 ●住所等連絡先

健診機関の
一覧表はこちら



2 短期組合員等人間ドック受診当日の流れ

③ マイナ保険証等・「質問票兼同意書」を必ず持参してください

マイナ保険証等の本組合の資格が確認できるものと「質問票兼同意書」を人間ドック健診機関の窓口へ提出してください

ご提出がない場合、人間ドックをご利用いただけません

また、健診機関からの問診票や検体の容器などがある場合は、忘れずご持参ください

④ 人間ドックを受診する

健診機関の指示に従い、受診してください

全ての検査が終了したら、窓口で検査費用の全額を支払い、領収書をお受け取りください

3 短期組合員等人間ドック受診後の流れ

⑤ 所属所の共済事務担当課を通じて請求書を提出する

健診機関が発行した領収書（レシートは不可）を添付して「短期組合員等人間ドック利用助成金等請求書」を所属所の共済組合事務担当課（係）に提出してください

請求書が共済組合に届いてから2～3か月後※に助成金等を口座に振り込みます

※ 健診機関から共済組合に受診データが届いてから振り込みます

⑥ 人間ドックの結果、特定保健指導の対象になったら

40歳以上75歳未満の方で特定保健指導の対象となった場合は、後日、ご案内する保健指導を受けてください

※ 受診日から3か月以内に資格喪失する方は特定保健指導の対象外です